



流山市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成29年5月18日

流山市監査委員 佐々木 健



流山市監査委員 中 川 弘



平成28年度

公の施設の指定管理者監査報告書

[社会福祉法人生活クラブ]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を実施した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の範囲	1
第 6	監査の方法	1
第 7	指定管理の概要	2
第 8	監査の結果	4

平成28年度公の施設の指定管理者監査報告

第1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一
中川 弘

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

第3 監査の期間

自 平成28年12月1日
至 平成29年3月24日

第4 監査の対象

公の施設の名称 （学童クラブ）
ちびっこなかよしクラブ、ちびっこのびのびクラブ、おおぞら学童
指定管理者の名称 社会福祉法人生活クラブ
担当部課 学校教育課教育総務課

第5 監査の範囲

平成27年度における公の施設の指定管理に関する事務事業及び担当部課の当該指定管理に関する事務

第6 監査の方法

監査の実施に当たっては、指定管理者に関係書類の提出を求め、実査を行うとともに関係職員から説明を聴取し、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年流山市規則第52号）、流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年流山市条例第15号）及び流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年流山市教育委員会規則第6号）並びに流山市学童クラブの管理運営に関する基本協定書、流山市学童クラブの指定管理者の業務等に関する仕様書、流山市学童クラブの管理運営に関する年度協定書に沿った適正な管理運営が行われているかに主眼を置いた。

また、担当部課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに主眼を置いた。

第7 指定管理の概要

1 施設の概要

施設の名称	所在地	施設面積	定員
ちびっこなかよしクラブ	流山市加一丁目 15 番地の 2	131.67 m ²	45 人
ちびっこのびのびクラブ	流山市加一丁目 15 番地の 2	131.67 m ²	45 人
おおぞら学童	流山市流山 4 丁目 451 番地	244.12 m ²	70 人

2 管理業務の範囲

(1) 放課後児童健全育成事業の実施に関すること。

- ア 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に係る業務
- イ 児童への基本的生活習慣の確立に向けた指導
- ウ 遊びや体験を通じ自主性、社会性及び創造性を培う活動
- エ 保護者への連絡、支援及び連携
- オ 学童クラブ以外の子どもや地域住民との交流活動
- カ 指導内容に関する情報の共有
- キ 学校との連絡、調整
- ク 地域の関係団体等との連絡及び調整
- ケ 指導員の研修（障害児保育、応急処置、衛生管理並びに防災、防犯対策等）
- コ 行事及び活動の企画及び記録
- サ 事務（記録、たより等の作成並びに提出物の点検、会計事務等）

(2) 入所の許可、制限及び許可の取消しに関すること。

(3) 保育料の収受及び減免に関すること。

(4) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ア 建築物の保安管理
- イ 建物設備の保守管理
- ウ 建物内外の清掃及び整備業務
- エ 備品等の保守管理
- オ 施設保全業務

(5) その他の業務

- ア 指導員等の雇用
- イ 第三者への再委任の際の遵守事項

- ウ 事業計画書（収支計画書を含む）及び自主事業計画書（自主事業収支予算書を含む）の作成
- エ 事業報告書の作成
- オ 日常的な記録の整備
- カ 市長との連携調整
- キ 苦情処理
- ク 施設運営の改善
- ケ 自己評価の実施
- コ 指定期間終了にあたっての引継業務
- サ 金銭の管理
- シ その他日常業務の調整

3 指定管理者の概要

- (1) 名称 社会福祉法人生活クラブ
- (2) 所在地 千葉県佐倉市山崎字石井戸 529 番地 1
- (3) 設立 平成 10 年 4 月 8 日

4 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

5 平成 27 年度指定管理料

33,253,000 円

6 平成 27 年度収支決算額

収 入 59,679,398 円
 支 出 59,470,835 円
 収支差額 208,563 円

7 利用状況

(単位：日・時間・人・%)

施設の名 称	開設日数	開設時間	利用者合計	児童数	入所率
ちびっこなかよしクラブ	295	2,773	11,635	39	87
ちびっこのびのびクラブ	295	2,773	10,893	35	78
お お ぞ ら 学 童	294	2,790.8	34,482	111	159

(注) 児童数及び入所率は平成 28 年 3 月実績

第8 監査の結果

1 総合意見

指定管理者である社会福祉法人生活クラブは、流山市の学童クラブ指定管理者制度が導入された平成 24 年度から継続して、ちびっこなかよしクラブ、ちびっこのびのびクラブ、おおぞら学童の管理運営を行っている。

同指定管理者では、定員を大幅に上回る児童の受入れや保育内容の充実を図るため、適切な職員配置や職員のスキルアップ、毎日のミーティング等を行うほか、個別面談や児童お迎え時の保護者への声掛けなどを通じて保育に生かす取組を行っており、利用者からも管理運営に評価を得ている。

しかしながら、月次報告書と年次業務報告書に符合しない事項や誤りが散見されるなど事業報告書の作成に指摘すべき点がみられたことから、改善を求めるとともに、引き続き各学童クラブの適正な管理運営に努められたい。

担当部課にあっては、事業報告書等の様式の見直しを含め、報告書の点検方法を工夫するなどの改善を図られたい。また、仕様書に定める専用口座での管理については、経理上の記録を明確にすることができる一方、資金繰りの観点からは管理が困難であるといった状況が明らかとなったことから、指定管理者の経理の実態を把握し、仕様書の内容について今後検討されたい。

2 個別意見

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたものの、一部について「指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた（表1）。指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 指摘事項等一覧】

指定管理者・担当部課	指 摘 事 項								検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
社会福祉法人 生活クラブ	1							1	0	1
学校教育部 教育総務課	2							2	2	2
合 計	3	0	0	0	0	0	0	3	2	3

〔指摘事項〕

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

〔検討・要望事項〕

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

〔注意事項〕

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

・指定管理者で作成している月次報告書と年次業務報告書に符合しない事項が散見された。指定管理者において正確な数字を把握するとともに、適正な事業報告書の作成を求める。（社会福祉法人生活クラブ）

・流山市学童クラブの管理運営に関する基本協定書及び流山市学童クラブの指定管理者の業務等に関する仕様書では、施設等の備品は、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）に基づいて管理するとあるが、備品台帳が整備されていなかった。備品台帳を速やかに整備し、適正な管理を求める。（学校教育部教育総務課）

・提出された年次業務報告書について、保育料及び減免による収入額など利用料金収入実績に関する事項に誤りがあるものを収受していた。適切な点検及び指導を徹底されたい。(学校教育部教育総務課)

(2) 検討・要望事項

・平成 27 年 4 月から 9 月までの入所実績に基づく児童数の増加に対応した人件費相当額を増額するため、流山市学童クラブの管理運営に関する年度協定書の一部変更契約を平成 28 年 3 月 30 日に締結しているが、入所実績の把握から指定管理料の支払までに時間を要していた。

児童数と保育需要の増加に速やかに対応ができるよう、入所申込みよりも早い適切な時期に、年度当初の入所希望者数を把握できるような仕組みを構築されたい。(学校教育部教育総務課)

・流山市学童クラブの管理運営に関する基本協定書では、保育料の収受及び還付に関することを管理業務の範囲としているが、保育料未納の取扱いについて基準等がなかった。

指定管理者によって保育料未納の取扱いに差異が生じることがないように、統一的な基準等を検討されたい。(学校教育部教育総務課)

(3) 注意事項(措置対象外)

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

また、予備審査等において口頭で是正を求めた事項も同様である。

【表 2 注意事項一覧】

注意事項	指定管理者・担当部課
緊急時指導員行動マニュアルを作成しているが、緊急連絡先が更新されていなかったもの	社会福祉法人生活クラブ
流山市学童クラブの指定管理者の業務等に関する仕様書では、指定管理料及び保育料収入は、指定管理者自体の口座とは別の専用の口座で管理し、指定管理業務に係る経理は、その他の業務に係る経理と区分して管理するとあるが、口座の管理方法に相違があったもの	学校教育部教育総務課
提出された流山市公の施設事業報告書、学童クラブ開設状況及び実施報告書などの報告書に、受付印及び決裁がなかったもの	学校教育部教育総務課